



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル3階

2014年8月11日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

介護保険 要支援1・2が利用できる移動支援を想定

厚生労働省は、来年4月から導入となる新しい介護予防・日常生活支援総合事業について、要支援1・2の方が利用できるサービスのなかに移動支援サービスを想定していることを発表しました。

介護保険は来年4月に大きな改定が予定されています。そのなかの一つが介護予防サービスの自治体主体の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業と表記）への移行です。4月以降、要支援1・2の方が利用する訪問・通所の介護予防サービスは、総合事業へと移行します。

厚生労働省が今回発表したのは、この総合事業のガイドライン案で、市町村等がどのような内容のサービスを総合事業として行うべきかを示したものです。それによると、訪

問型サービスは5つのタイプに分けられ、そのなかに介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援が想定されています（下図参照）。

これまでの介護保険制度では要支援1・2の方が利用できる移動支援サービスが無かったため、今回、それが位置付けられたことは評価に値するといえるでしょう。しかし、実際の「訪問型サービスD」の具体的サービス内容は各自治体に委ねられることになりすが、それが必ずしも透析患者の通院に有効なサービスになるかどうかはまだ分かりません。全腎協では新しい情報が入り次第、「はーと・なび」等を通じてお伝えしていきますが、皆さんもぜひ地元自治体の動向に注視していただきたいと思います。

訪問型サービスの類型

種類	訪問介護	訪問型サービス A	訪問型サービス B	訪問型サービス C	訪問型サービス D
内容	訪問介護職員による身体介護、生活援助。 訪問介護職員による20分未満の生活援助（短時間サービス）。	生活援助。 ・調理や掃除等 その一部介助 ・ゴミの分別、 ゴミ出し ・買い物（重い物）の代行や 同行 など	住民主体による生活援助など。 ・布団干し ・階段の掃除 ・電球の交換 ・買い物の代行や同行 ・代筆 など	3～6ヶ月の短期間で行う介護予防サービス。 ・保健師などが自宅等を訪問して行う相談指導 など	他のサービスと一体的に行う移動支援。移送前後の生活支援。 ・通所型サービスの送迎 ・買い物、通院、外出時の支援
利用対象者	既に訪問介護サービスを利用している人など	状態等を踏まえながら決める	状態等を踏まえながら決める	体力の改善に向けた支援が必要な人など	状態等を踏まえながら決める
サービス提供者	訪問介護員	雇用労働者（訪問介護員など）	主にボランティア	保健・医療の専門家（市町村）	主にボランティア
利用者負担	サービス単価の1割又は2割	市町村が設定	サービス提供側が設定	市町村が設定	サービス提供側が設定

※ 上記の総合事業に関する詳しい情報は、厚生労働省のホームページで閲覧できます
URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052337.html>

全国介護保険担当課長会議より

“お泊りデイ” 来年から届け出制に 厚生労働省が方針発表

厚生労働省は、通所介護事業所（デイサービス）を用いて高齢者に宿泊サービスを提供する、いわゆる“お泊りデイ”について、事業者に対し地方自治体への施設内容の届け出を義務付ける方針を発表しました。

本来“お泊りデイ”はデイサービス事業者が行う一時的な宿泊サービスですが、介護施設の入居待ち高齢者が長期滞在するケースや、狭い部屋に何人もの高齢者を雑魚寝させるなどのずさんな運営を行う事業者の存在が指摘され、問題視されてきました。しかしながら、“お泊りデイ”は介護保険の対象外サービスであるため国による実態把握ができておらず、対策も都道府県によって異なる状態でした。このような状況を受け、厚生労働

省は一定期間以上の宿泊サービスを提供する事業者には事業所の基本的事項等について届け出を義務付け、届け出内容を来年10月から公表する予定です。また、事故が起きた場合についても、事業者には報告も求めるとしています。

あわせて、宿泊サービス提供にあたって満たすべき事業所の設備要件等をガイドラインとして示すことも予定されています。ガイドラインの具体的内容としては、夜間の責任者や利用定員、宿泊者一人当たりの床面積や事故対策などが盛り込まれる見込みです。なお、本件詳細は今後、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の分科会で検討されます。

有料老人ホームにおける前払金

厚生労働省 老人ホーム前払金保全について周知徹底を通知

7月3日付で、厚生労働省は各都道府県、指定都市、中核市に、有料老人ホーム事業者に対し、前払金の保全措置が必要であることを周知し、保全措置を講じていない事業者には速やかに改善指導を徹底するよう、指導要請を通知しました。

この背景には、前払金の保全措置が義務付けられているにもかかわらず、適切な措置を講じない事業者が後を絶たないという問題があります。一部の有料老人ホームでは、入居者に対し、契約時に家賃や入居一時金等の名目で一括してまとまったお金を求めるケースがあります。これが前払金です。通常、前払金は退去・解約時に精算され、返金されるべきものですが、しばしば、ホームを運営する民間企業が倒産し返金が行われず、などのトラブルが発生しています。そのため、

国は、2006年4月以降に開設された有料老人ホームには、500万円を上限に前払金を保全することを義務付けています。

しかし、厚生労働省が取りまとめた全国の有料老人ホームの状況報告書によると、平成25年10月31日時点で全国の有料老人ホームのうち保全措置を義務付けられているものは1,201施設ありますが、そのうち141施設が保全措置を行っていません。このことから、厚生労働省は指導監督強化の必要性が確認できたとして、この度の通知を発したと説明しています。

国や自治体の指導により悪質な事業者がなくなることが望まれますが、気を付けなければいけないのは、指導対象となるのはあくまで2006年4月以降に開設された施設だという点です。それ以前に開設された老人ホ

ームで保全措置をとっていない施設は、指導対象にはなりません。

老人ホームに入居しようとする利用者の

側も、契約時には、保全措置の有無や金額について十分な確認を行う必要があるといえるでしょう。

《トピックス》

北部九州3県合同の通院送迎研修会 福岡・佐賀・長崎の事業所が集う

7月27日、長崎県佐世保市にて、第14回北部九州3県合同通院送迎事業研修交流会が開催されました。

北部九州3県合同通院送迎事業研修交流会は、福岡・佐賀・長崎の3県の透析患者通院送迎事業所が持ち回りで主宰し、互いに学び、交流を深める場として例年夏に開催されています。今年は長崎県のNPO法人「ほほえみ佐世保」がホスト担当の年ということから、長崎県腎臓病患者連絡協議会主幹のものと、佐世保市での開催となりました。

当日は、3県から5つの送迎事業所と、長崎県腎協役員など21名が参加し、午前は「NPO法人での理事の役割と責任」と題し、ボランティア団体における役員のあり方について長崎県・県民生活部の小川哲也係長を講師に招き研修を行いました。

また、午後からは各送迎団体が5年後の団体のあり方を想定して、現在の課題等を話し合うというワークショップ形式の交流会が



研修の様子

行われました。交流会を企画した「ほほえみ佐世保」の理事・久保寿光さんによると、「この研修交流会でワークショップのスタイルは初の試みだったのですが、大変活発な意見交換が行われたので、やってよかったなと思っています。」とのことで、有意義な研修と交流会であったことがうかがわれます。

《事務局より》

■全腎協 講師派遣制度をご活用下さい！

全腎協では腎友会・送迎事業所の立ち上げを検討している方等を対象に、通院送迎に関する勉強会、講演会への講師派遣を行っております。講師は、通院介護委員会の委員を中心に、全腎協役員のほかテーマに合った人材を派遣いたします。

通院送迎や介護保険、またその周辺知識に関する講演会、勉強会、研修会等の催しの際にぜひご活用下さい！

【問い合わせ先】

TEL：03-5395-2631

※お電話は 13：30～18：00 にお願いいたします

残暑お見舞い申し上げます

暑さきびしい折柄、
どうぞご自愛下さい
全腎協 事務局

